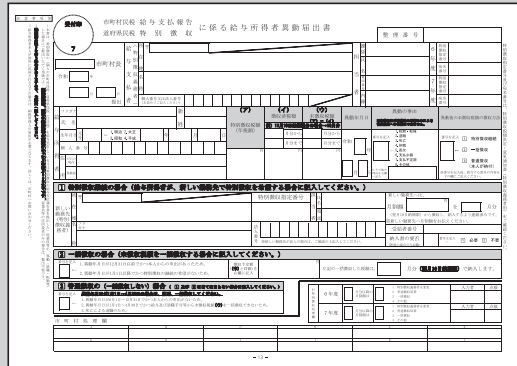


大津市

令和7年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり



給与事務ご担当者様

特別徴収税額決定通知書に

**既にご退職され、令和7年度の市民税・県民税を
特別徴収できない方が記載されている場合は、**

記載例①(P5)を参考に、「給与所得者異動届出書」(P13)を提出してください。

<申告内容が後日反映となる場合について>

従業員の方が3月18日以降に確定申告書または市民税・県民税申告書を提出された場合、申告内容を通知書に反映できていない場合があります(確定申告の期限の延長が認められた場合も含みます。)。申告内容を課税内容に反映した結果、税額が変更となる場合は、後日、税額変更(決定)通知書を送付しますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お問合せ先

大津市役所

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

●特別徴収に関する手続き、内容について 【市民税課】 TEL:077-528-2721(直通)

●納入、還付について

【収納課】 TEL:077-528-2728(直通)

市町村コード

252018

令和7年度市民税・県民税の特別徴収について

平素は税務行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第321条の3、第321条の4及び大津市市税条例第48条、第49条の規定に基づき、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者様については、市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）することが義務づけられており、貴事業所を特別徴収義務者として指定いたします。

つきましては、下記関係書類を同封いたしましたので、特別徴収についてより一層のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■同封書類

- 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
- 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
- 令和7年度 個人市民税・個人県民税・森林環境税 特別徴収納入書(納入書不要を希望している事業所を除く)

※特別徴収税額の決定通知書について、電子での受取を希望された場合は、eLTAXにてご確認ください。

■目次

市民税・県民税特別徴収とは	P1	納入書の取り扱いについて(お願い)	P4
特別徴収税額の決定通知書について	P1	給与所得者異動届出書 記載例	P5～8
毎月の徴収税額とその納入方法	P1	退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収する場合の手続き	P9～10
納入取扱場所(令和7年4月1日現在)	P1	特別徴収への切替届出(依頼)書の提出期限	P11
特別徴収税額を滞納した場合	P1	【様式】	
年の途中で従業員(納税義務者)に異動があった場合	P2	市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書	P12
特別徴収税額に変更があった場合	P2	給与所得者異動届出書	P13
事業者の名称・所在地・送付先に変更があった場合	P2	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	P14
納期の特例について	P2	市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	P15
給与支払報告書の提出	P3	収納代理金融機関指定通知書について	P16
eLTAXのご利用について	P3	退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書	P17

市民税・県民税特別徴収とは

- ①給与支払者(事業者)が給与の支払いを受ける方(従業員)の1年間に納めなければならない市民税・県民税を、毎月の給与を支払う際に徴収し、その月分を従業員に代わって納入する制度です。
- ②地方税法第321条の3、第321条の4及び大津市市税条例第48条、第49条の規定により、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として市民税・県民税を特別徴収することが義務づけられています。

特別徴収税額の決定通知書について

※電子での受取を希望した場合は、eLTAXにてご確認ください。

①特別徴収義務者用

納税義務者(従業員)から月々に徴収する税額及び事業所全体の月々の税額を記入しています。

②納税義務者用

納税義務者(従業員)に市民税・県民税の特別徴収税額を通知するものです。圧着された状態のまま対象者ご本人にお渡しください。

毎月の徴収税額とその納入方法

「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に納税義務者の特別徴収税額を記入しています。6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与支払時に月割税額を徴収してください。

徴収した税額は、翌月10日(土日祝の場合、翌開庁日)までに、同封の特別徴収納入書により納入してください。なお、徴収した月分の納入書を必ずご使用ください。
例：令和7年8月分の月割税額を、8月に支払う給与から特別徴収し、
令和7年9月10日までに市へ納入する。

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、特別徴収税額を電子納付することができます。詳しくは、P3「eLTAX(エルタックス)のご利用について」をご覧ください。

金融機関が行うインターネットバンキング等を利用して納入する場合には、10桁の指定番号の頭の0を取って「9桁」の数字を指定番号として入力してください。

納入取扱場所(令和7年4月1日現在)

- 滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都信用金庫 京都銀行
京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
滋賀県民信用組合 滋賀県信用組合 近畿労働金庫 レーク滋賀農業協同組合
以上の各金融機関の本店及び各支店
※合併等により金融機関等の名称が変わることがあります。

- ゆうちょ銀行、郵便局

(近畿2府4県外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ、「**収納代理金融機関指定通知書の提出について**」を収納課宛てに提出してください。P16参照)

- 大津市役所収納課、各支所

特別徴収税額を滞納した場合

納期限後に徴収税額を納入する場合、延滞金及び督促手数料を負担していただく場合がありますので、必ず期限内に納入してください。納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨て)に大津市市税条例で定める割合(上限は年14.6%、ただし当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間に係る上限は年7.3%)で計算した額(計算した額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上のときは100円未満の端数を切り捨て)の延滞金を徴収します。

※延滞金の割合は、延滞金の割合の特例により毎年変動することがあります。

※納税証明書の発行について

納税証明書の交付申請時に滞納がある場合には、事業者の証明書はもちろんのこと、従業員個人の証明書についても発行することはできません。

年の途中で従業員（納税義務者）に異動があった場合

- ①従業員が年の途中で退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合には、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下、異動届)の提出が必要となります。必要事項をご記入の上、異動のあった翌月の10日までに市民税課へ提出してください。(P13参照)

退職等により普通徴収に切り替える場合 → 記載例② (P6)

退職等により一括徴収する場合 → 記載例③ (P7)

- 6月1日から12月31日までの退職者
本人の申出があった場合、残税額を一括徴収してください。
- 翌年の1月1日から4月30日までの退職者
本人の申出に関係なく一括徴収する義務があります。

転勤や転職等で、新しい勤務先で特別徴収する場合 → 記載例④ (P8)

※新しい勤務先へ特別徴収税額のご連絡をお願いします。

- ②普通徴収の納税義務者が入社等により、特別徴収を開始する場合は「**市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書**」(以下、切替届出書)に必要事項をご記入の上、市民税課へ提出してください。(P11、P12参照)

※納期限が過ぎた普通徴収税額については、特別徴収に切り替えることができません。

特別徴収税額に変更があった場合

異動届、切替届出書、その他課税資料により、特別徴収税額が変更となった場合、毎月10日以降に「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の変更(決定)通知書」を送付します。通知書に記載された変更後の特別徴収税額を徴収し納入してください。

なお、変更後の納入書は再送付していませんので、納入額を修正して納入してください。(P4参照)

また、すでに変更前の金額で納入された場合は、納入金額に過不足が発生している可能性がありますので、収納課までご連絡ください。(収納課 TEL 077-528-2728)

事業者の名称・所在地・送付先に変更があった場合

事業者の名称や所在地、送付先に変更があった場合は、「**特別徴収義務者所在地・名称変更届出書**」を提出してください。(P14参照)

なお、事業所の解散や合併により特別徴収義務者が変更になる場合は、併せて異動届も提出してください。

納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員が常時10名未満かつ、市税に係る徴収金の滞納がない事業所は、申請により承認を受けた場合、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

申請方法

「**市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書**」に必要事項を記入し提出してください。(P15参照)後日、承認通知と納入書を送付します。

※一度承認を受けた事業所は、市税の滞納、従業員数10名以上となることがない限り、毎年特例を受けることができます。ただし、要件を満たさなくなった場合や、納期の特例の取消しを希望する際は、廃止申出書の提出が必要です。

提出期限

納期の特例を受けようとする月の20日まで

納付時期

徴収月	納期限
6月～11月徴収分	12月10日
12月～5月徴収分	6月10日

10日が土日祝の場合は、翌開庁日が期限となります。

給与支払報告書の提出

令和8年度給与支払報告書(令和7年1月～12月支給分)の提出期限は令和8年2月2日です。なお、原則としてすべての従業員について市民税・県民税を特別徴収していただく必要がありますので、パート・アルバイト等を含めて特別徴収対象者として提出してください。

なお、下記のa～eに該当する従業員は、普通徴収対象者とすることができます。該当する従業員の給与支払報告書を提出する際、**個人市民税・県民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)**を添付し、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄にa～eの該当する記号を記入し、提出してください。

※仕切紙の添付および摘要欄に記入がない場合は、特別徴収となります。

- a 退職者、または令和8年5月31日までの退職予定者
- b 給与が少なく(100万円以下)、個人市民税・県民税を徴収しきれない方
- c 給与の支払い期間が不定期な方(例:給与の支払いが毎月ではない)
- d 他から支給される給与から個人市民税・県民税が特別徴収されている方
- e 専従者給与を支給されている方

※令和7年中に退職された従業員であっても、原則、給与支払報告書の提出が必要です。

eLTAX(エルタックス)のご利用について

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して給与支払報告書や異動届等を提出することができます。

eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」
<https://eltax.custhelp.com/>



その他

特別徴収指定番号

市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書や納入書に記入されている指定番号は、各特別徴収義務者の固有番号となるものです。本市に提出する書類の指定番号記入欄に、必ず記入してください。

宛名番号

市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書や普通徴収の納付書に記入されている宛名番号は、各納税義務者の固有番号となるものです。

個人番号(マイナンバー)

社会保障・税番号制度の導入に伴い、異動届および給与支払報告書には、個人番号と法人番号(個人事業主の場合は個人番号)の記入が必要です。必ず記入してください。

納税管理人

納税に関する手続きを委任された人のことをいいます。納税義務者本人が出国等何らかの事情によって納税や通知書等の受領ができなくなるときに、あらかじめ選任する必要があります。従業員の退職にあたり、選任の必要があると思われる場合は、市民税課へお問い合わせようご案内ください。

森林環境税

森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境税は国税ですが、令和6年度から個人市民税・県民税と併せて一人年額1,000円を市が賦課徴収します。

eLTAXまたは光ディスク等による提出の義務について

給与支払報告書は、前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚(*)以上の場合、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

※令和9年1月1日以降の提出分については、下記のとおり改正されます。【令和6年度税制改正】

- 義務化の基準引き下げ(税務署への源泉徴収票提出枚数:100枚→30枚)
- 市区町村へ給与支払報告書を提出した場合、税務署へも源泉徴収票を提出したとみなされる

納入書の取り扱いについて(お願い)

※年度の途中に税額の変更があった場合、変更後の納入書は送付していません。【手順】のとおり、納入書を修正し、納入してください。

納入すべき金額を変更して納入する場合

【手順】

「納入金額(1)」の金額を二重線で消して、「納入金額(2)」の該当する欄に変更後の金額を記入してください。

(例) 63,000円の税額を、給与分41,200円に変更して納入するとき

滋賀県 大津市 個人市民税・個人県民税 森林環境税 領収証書			滋賀県 大津市 個人市民税・個人県民税 森林環境税 納入書			滋賀県 大津市 個人市民税・個人県民税 森林環境税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
252018	01010-7-960040	大津市会計管理者	252018	01010-7-960040	大津市会計管理者	252018	01010-7-960040	大津市会計管理者
令和7年 08月分		納入金額(1)	令和7年 08月分		納入金額(1)	令和7年 08月分		納入金額(1)
0601234567		63,000	0601234567		63,000	0601234567		63,000
納入すべき金額が右の 納入(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の 納入(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
給与分(一括徴収分を含む) 41200 退職所得分 延滞金 督促手数料			給与分(一括徴収分を含む) 41200 退職所得分 延滞金 督促手数料			給与分(一括徴収分を含む) 41200 退職所得分 延滞金 督促手数料		
合計額 41200			合計額 41200			合計額 41200		
(特別徴収義務者) 住所 〒520-0037 (所在地) 大津市御陵町3番1号 氏名 (名称) 株式会社 ○○製作所			(特別徴収義務者) 住所 〒520-0037 (所在地) 大津市御陵町3番1号 氏名 (名称) 株式会社 ○○製作所			(特別徴収義務者) 住所 〒520-0037 (所在地) 大津市御陵町3番1号 氏名 (名称) 株式会社 ○○製作所		
領収日付印 大津市税			領収日付印 大津市税			領収日付印 大津市税		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店→滋賀銀行大津市役所出張所(取りまとめ店)→大津市(大津市保管))		

【注】手書きした金額を再度修正する場合も、右図の様に、できるだけ各項目(給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料)の枠内に修正後の金額を記入してください。

【注意事項】

- 書き損じ等の場合は、予備の納入書をご使用ください。
- 退職所得分がある場合は、納入書裏面の納入申告書も記入してください。(P10参照)
- 納入書は、汚したり折り曲げたりしないでください。

給与分(一括徴収分を含む)	50000
退職所得分	41200
延滞金	
督促手数料	
合計額	50000

違う行(項目)に記入すると、エラーとなりますので、行修正には注意してください。

異動届 記載例 ① (退職:令和7年度の市民税・県民税を特別徴収できない場合) 令和7年3月末で退職しており、「普通徴収」に切り替えるとき

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税・住民税）を給与差引して支払う又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合には、提出した用紙です。提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）と同一です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内（記入してください）。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

市町村民税 給与支払報告書
道府県民税 特別徴収

520-0000

大津市京町四丁目〇番〇号
(株)滋賀

個人番号又は法人番号
(右語めでご記入ください)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

大津 市町村民
令和 7 年
5 月 24 日 提出

給与所得者
フリガナ オオツ タロウ
氏名 大津 太郎
生年月日 元号 3 1 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 56 年 9 月 1 日
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
住所 大津市御陵町〇番〇号
同上

特別徴収税額
(年税額) 52,300 円

徴収済税額
(イ) 0 月分
未徴収税額
(ア) - (イ) 6 月分
例) 11月10日納期限分の場合→10月分 0 月分まで 5 月分まで

異動年月日 令和 7 年 3 月 31 日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
番号を記入 2

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 ① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収
(本人が納付)
※番号を記入後、該当する番号の内容を下の欄にご記入ください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
フリガナ
氏名
住所
特別徴収指定番号
氏名
新しい勤務先へは、

(ア) 「令和7年度 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている該当者の特別徴収税額を記入してください。
(イ) 徴収済税額は「0」と記入してください。
(ウ) (ア)と同じ金額を記入してください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。
徴収予定額
(イ)と同額を
に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

【ご提出時のお願い】

退職により、令和6年度の特別徴収税額(令和7年5月分まで)に未徴収税額が発生する場合は、令和6年度の異動届も併せてご提出ください。

年の途中で未徴収税額を「普通徴収」に切り替えるとき 記載例② P6 (退職:一括徴収できない場合)

年の途中で未徴収税額を一括徴収するとき 記載例③ P7 (退職:一括徴収する場合)

旧特別徴収処理欄
6 年度 月分以降の月割額は
7 年度 月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他
入力者 点検

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他
入力者 点検

- 13 -

異動届 記載例 ② (退職：一括徴収できない場合) 9月分まで徴収し、10月分以降の未徴収税額を「普通徴収」に切り替えるとき

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税、道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等を提出した場合は、提出した用紙です。提出用紙は、給与支払報告書の提出した月の翌月10日（日）まで、従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
受付印 7 大津 市町村民 令和 7 年 10 月 1 日 提出	所在地 520-0000 大津市京町四丁目〇番〇号 (株) 滋賀 給与支払義務者 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	課税氏名 担当 乙野花子 電話番号 077-XXX-XXXX	特別徴収指定番号 6 年度 宛名番号 0606234XXX 特別徴収指定番号 7 年度 宛名番号 0001156XXX
フリガナ オオツ タロウ 新 大津 太郎 姓 生年月日 元号 3 1 明治 2. 大正 56 年 9 月 1 日 個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 住所 1 月 1 日 現在 大津市御陵町〇番〇号 異動後	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200 円 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 9 月分まで 16,400 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分から 5 月分まで 32,800 円	異動年月日 令和 7 年 9 月 27 日 異動の事由 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 2 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) 3 ※番号を記入後、該当する番号の内容を下の欄にご記入ください。
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 住所 特別徴収指定番号 担当氏名 電話番号 新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要			
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。			
③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。) 番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。 旧特別徴収処理 6 年度 月分以降の月割額は 7 年度 月分以降の 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 一括徴収の他 入力者 点検			
※異動日が1月1日～4月30日の場合 法令により、未徴収税額を一括徴収することが義務づけられています。(5月31日までに支払われる給与および退職手当等の合計額を超える未徴収税額がある場合に限り、普通徴収への切替が可能です。) ※普通徴収に切り替える場合、必ず1～3の番号を記入してください。			

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) をご確認ください。

異動届 記載例 ③ (退職：一括徴収する場合)退職時に、退職月以降の未徴収税額を一括徴収し、10月分で納入するとき

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税、道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合には、提出した用紙です。提出の際は、**給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。**
- 2 **機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。**
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
7		520-0000		総務課給与係	
大津 市町村民長		大津市京町四丁目〇番〇号		乙野花子	
令和 7 年 10 月 1 日 提出		(株)滋賀		077-XXX-XXXX	
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		6 年度 特別徴収指定番号 7 年度 特別徴収指定番号	
フリガナ オオツ タロウ 新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		異動の事由	
氏名 大津 太郎 姓		徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	
生年月日 元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 56 年 9 月 1 日		例) 11月10日納期限分の場合→10月分		異動年月日	
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		6 月分から 10 月分から		令和 7 年 9 月 27 日	
住 1月1日現在 大津市御陵町〇番〇号		9 月分まで 5 月分まで		番号を記入	
異動後		49,200 16,400 32,800		2	
		円 円 円		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	
				番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) ※番号を記入後、該当する番号の内容を下の欄にご記入ください。	
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）					
新しい勤務先（特別徴収義務者）		特別徴収指定番号		新しい勤務先へは、	
所在地 フリガナ		法人番号		月割額 円 を 月分	
氏名		担当者 氏名 電話番号		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
称		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
				受給者番号	
				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
				番号を記入 ① 必要 ② 不要	
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）					
番号を記入 1		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入 32,800 円	
				左記の一括徴収した税額は、 10 月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）					
番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。			
		1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。			
市 町 村 処 理 欄					
A B C D E F					
G H I J K L					

異動届 記載例 ④ (転勤、転職など：特別徴収継続の場合) 転勤により10月分から丙野商事(株)で特別徴収するとき

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税、道府県民税、住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員等の住所変更のみの場合は、異動(退職・転勤等)した場合には提出いたしません)用紙です。提出期限は、**該当の(給与支払報告書の提出)があった月の翌月10日(日)まで**です。
- 2 **機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。**
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 7		市町村民税 給与支払報告		に係る給与所得者異動届出書		道府県民税 特別徴収		整理番号	
		大津 市町村民 令和 7 年 10 月 1 日 提出		所在地 520-0000 大津市京町四丁目〇番〇号 (株)滋賀		課税氏名 担当 者 乙野花子 077-XXX-XXXX		特別徴収指定番号 6 年 度 宛名番号 7 年 度 宛名番号 0606234XXX 0001156XXX	
給与所得者 フリガナ オオツ タロウ 新姓 氏名 大津 太郎 姓 生年月日 元号 3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 56 年 9 月 1 日 個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 住居 1月1日現在 大津市御陵町〇番〇号 異動後 同上		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 16,400 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 32,800		異動年月日 令和 7 年 9 月 27 日 異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 1		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) ※番号を記入後、該当する番号の内容を下の欄にご記入ください。			
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)									
新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 520-0000 大津市浜大津一丁目〇番〇号 フリガナ ヘイノショウジ 称 丙野商事(株)		特別徴収指定番号 0606765XXX 法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		担当 氏名 甲野 五郎 電話 077-XXX-XXXX		新しい勤務先へは、 月割額 4,100 円 を 10 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要			
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)									
番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額)を右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。					
③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。)									
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		転勤、転職先に指定番号を確認し、月割税額を 転勤、転職先にご連絡のうえ、記入し提出してください。							
市 町 村 処 理 欄									
A		B		C		D		E	
G		H		I		J		K	

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収する場合の手続き

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、特別徴収することになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、大津市に住所を有し退職手当等の支払いを受ける方。

2 税額の算出方法

税 額		=	退職所得	×	税 率	
市民税額 (A)	県民税額 (B)				市民税	県民税
					6%	4%

※上記A、Bの合計額が退職手当等から特別徴収する税額となります。

※A、Bに100円未満の端数がある場合は、それぞれの端数を切り捨てて合計した額が税額となります。

3 退職所得金額の計算

①勤続年数が5年を超える場合

$$\text{退職所得} = (\text{退職手当等の支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

②勤続年数が5年以下で、役員等に該当する場合

$$\text{退職所得} = \text{退職手当等の支払金額} - \text{退職所得控除額}$$

③勤続年数が5年以下で、役員等に該当しない場合

$$\text{退職所得} = 150\text{万円} + \text{退職手当等の支払金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})$$

③は、退職手当等の支払いを受けるべき日が令和4年1月1日以降である場合に適用されます。ただし、退職手当等の支払金額 - 退職所得控除額が300万円を超えない場合は、①の計算式により計算します。

※退職所得は、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員・地方公共団体の議会の議員、国家公務員・地方公務員のことをいいます。

4 退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続年数は、1年未満の端数を切り上げた年数を採用します。

(例:30年1か月→31年)

※在職中に障害者となったことに起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

5 計算例

- 平成8年4月1日入社 令和7年5月31日退職
→**勤続年数30年**(29年2か月 1年未満の端数は切上げ)
- 退職手当等支払額 17,569,248円

退職所得

$$17,569,248\text{円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年})) = 2,569,248\text{円}$$
$$2,569,248\text{円} \times 1/2 = 1,284,624\text{円}$$

(1,000円未満切捨て) → **1,284,000円**

市民税

$$1,284,000\text{円} \times 6\% = 77,040\text{円} \quad (100\text{円未満切捨て)} \rightarrow \underline{\underline{77,000\text{円}}}$$

県民税

$$1,284,000\text{円} \times 4\% = 51,360\text{円} \quad (100\text{円未満切捨て) } \rightarrow \underline{\underline{51,300\text{円}}}$$

税 額

$$77,000\text{円} + 51,300\text{円} = \underline{\underline{128,300\text{円}}}$$

この金額を、退職手当等から特別徴収してください。

6 納入手続

退職所得に係る市民税・県民税を納入するときは、特別徴収納入書及び退職所得に係る市民税・県民税納入申告書(以下、申告書→特別徴収納入書裏面のことで)に必要事項をご記入の上、納入してください。

対象者が2名以上の場合は、退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書(P17 以下、内訳書)を市民税課あてに別途提出してください。右記の記載例をそれぞれご参照ください。

- ①「勤続年数」の欄には、「退職手当等支払金額」欄に記載した退職手当等について、退職所得控除額の計算の基礎となった勤続年数を記入してください。(1年未満の端数切上げ)
なお、退職所得控除の計算について、今回の退職手当等の勤続期間と他の退職手当等の勤続期間との間に重複する期間がある場合には、備考欄にその旨を記入し、「退職所得の申告書」の写しを添付してください。
※所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙です。

- ② 勤続年数が5年以下の方については、備考欄に「役員等」又は「役員等以外」のいずれかの文言を記載してください。(P9 3②、③参照)

- ③「退職手当等支払金額」欄には、退職手当等の支払金額(所得税及び市民税・県民税を差引く前の金額)を記入してください。

- ④ 退職手当等の支給額に変更がある場合、「内訳書」の「他の退職所得支払金額欄」に前回分の支払金額を記入し、申告してください。

- ⑤ 退職所得控除額適用後の金額が0円の方については、この内訳書を提出する必要はありません。

- ⑥ 退職所得に係る市民税・県民税については、退職手当等の支払月の翌月10日(10日が土日祝の場合は翌開庁日)が納期限となっていますので、納期限までに納入し、必要書類を提出してください。
また、納期限後に納入する場合、延滞金や督促手数料がかかることがあります。(P1参照)

【納入書記載例 (表面)】

滋賀県 個人市民税・個人県民税 納入書
大津市 森林環境税

市区町村コード
21520118

口座番号
01010-7-960040

加入者名
大津市会計管理者

令和7年05月分

指定番号
0601234567

納入金額(1)
円

納入すべき金額が右の
納入金額(1)の欄の金額と
異なるときは、納入金額
(1)の欄を二重線で抹消し、
納入金額(2)の欄に
記入してください。

給与分
(一括徴収
分を含む)
円
128300

退職
所得分
円
128300

金
延滞金
円

督促
手数料
円

合計額
円
128300

納期限
令和7年6月10日

日計
円

又は郵便局において提出する事です。

(特別徴収義務者)
住所〒520-0044
(所在地) 大津市京町四丁目〇番〇号

氏名
(名称) 株式会社 滋賀

領収日
付印
大津市税
様

上記のとおり納入します。
(金融機関又は郵便局保)

【納入申告書記載例 (裏面)】

退職所得に係る 市民税・県民税 納入申告書

(宛先) 大津市長

R7年6月1日 提出

R7年5月分 人員 1人

退職手当等支払金額
円
17569248

特別徴収税額
市民税
円
77000

県民税
円
51300

(内訳) 氏名 滋賀 一郎

就職 H8年4月1日

退職 R7年5月31日

住所 大津市浜大津1丁目〇番〇号

勤続年数 30年

他の退職手当等支払金額
円

備考
(重複期間等)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり
分離課税に係る所得割の納入について申告します。

特別徴収義務者
住所(居所)又は所在地 〒520-0044 大津市京町四丁目〇番〇号 (受付印)
氏名又は名称 (株)滋賀
法人番号又は個人番号 1111111111111111

※該当者が1名の場合は「内訳書」は不要です。
ただし、納付書をご使用されない場合は内訳書を必ず提出してください。

【内訳書記載例】

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書				特別徴収指定番号 0606234XXXX 個人番号又は法人番号 1111111111111111									
(宛先) 滋賀県大津市長		R7年9月分		納入日	特別徴収義務者の所在地・名称(氏名)			連絡先・担当者					
R7年10月1日提出		人員 4人		10月10日	所在地 大津市京町四丁目〇番〇号			In 077-XXX-XXXX 担当者 大津一郎					
退職手当等の支払を受ける方の住所・氏名	退職手当等支払金額 円	他の退職手当等支払金額 円	合計額 円	勤続年数	納入された税額			障害者になったことに直接起因して退職した方の有無	備考 (重複期間等)				
					市民税	県民税	合計						
R7年1月1日の住所 大津市 御陵町〇番〇号 氏名 オオツ クロウ 大津 太郎	17,569,248 円			自 H7年10月1日 至 R7年9月30日 30年0月	77,000 円	51,300 円	128,300 円	有 無					
R7年1月1日の住所 大津市 瀬田ATB〇番〇号 氏名 シガ ジロウ 滋賀 次郎	35,685,327 円			自 S58年9月1日 至 R7年9月30日 42年1月	347,500 円	231,600 円	579,100 円	有 無					
R7年1月1日の住所 大津市 滋大ATB〇番〇号 氏名 オウミ ハナコ 近江 花子	3,000,000 円	13,000,000 (16,000,000円)		自 H7年9月1日 至 R7年9月30日 30年1月	9,000 円	6,000 円	15,000 円	有 無					
R7年1月1日の住所 大津市 御陵町〇番〇号 氏名 オオツ カズミ 大津 一美	5,000,000 円			自 R4年4月1日 至 R7年9月30日 3年6月	114,000 円	76,000 円	190,000 円	有 無	役員等以外				

特別徴収への切替届出（依頼）書の提出期限

課税年度	切替届出書提出締切日 及び 税額決定通知書発送予定日			特別徴収 開始月	納期限	
令和7年度	令和7年 5 月20日 までに提出すると 6 月10日 に月次税額変更(決定)通知書が発送されます			7 月	8 月12日	
	令和7年 6 月13日	//	7 月 2 日	//	8 月	9 月10日
	令和7年 7 月18日	//	8 月 8 日	//	9 月	10月10日
	令和7年 8 月20日	//	9 月10日	//	10月	11月10日
	令和7年 9 月19日	//	10月10日	//	11月	12月10日
	令和7年10月20日	//	11月10日	//	12月	(令和8年)1月13日
	令和7年11月20日	//	12月10日	//	1 月	2 月10日
	令和7年12月17日	//	1 月 9 日	//	2 月	3 月10日
	令和8年 1 月20日	//	2 月10日	//	3 月	4 月10日
	令和8年 2 月20日	//	3 月10日	//	4 月	5 月11日
	令和8年 3 月19日	//	4 月10日	//	5 月	6 月10日
令和8年度	令和8年 4 月10日	//	5 月15日 に令和8年度税額決定通知書が発送されます	6 月	7 月10日	
	令和8年 5 月11日	//	6 月10日 に月次税額変更(決定)通知書が発送されます		7 月10日	

※切替届出書は、提出締切日までに市民税課に到着するように提出してください。

※税額決定通知書を受け取った月から徴収が可能な場合は、「特別徴収開始月」を1つ前の月で記入しても差し支えありません。

【例】切替届出書を6月1日に提出したため、税額決定通知書は7月2日以降に届くが、7月分の給与の処理が7月20日なので、特別徴収開始月は7月を希望する。

※税額決定通知書発送前に税額の電話連絡を希望する場合は、事前連絡希望欄によりお申し出ください。

ただし、電話連絡には切替届出書が市民税課に到着してから10日程度の時間を要しますので、余裕をもった設定としてください。

受付印

市民税・県民税 特別徴収への切替届出（依頼）書

(宛 先) 大 津 市 長 令和 年 月 日 提出	給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地	〒										特別徴収 指定番号	0	6								
		フリガナ											連絡先	所属									
		氏名又は名称												氏名									
		個人番号又は 法人番号																					
												電話	() -										

給 与 所 得 者	宛名番号	0										← 普通徴収の納付書に 記載しています。	普通徴収 切替期別	普通徴収 期以降 を切替します。		
	フリガナ													※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。 ※65歳以上の方の公的年金等にかかる市民税・県民税は普通徴収により納付いただく場合があります。 ※普通徴収の納付書（切替対象分）を添付してください。添付できない場合は、重複して納付しないようご注意ください。		
	氏 名													特別徴収 開 始 月	月分より特別徴収します。 ※納期限は翌月10日（休日の場合は翌開庁日）です。 ※未記入の場合は、本市で開始月を設定します。	
	1月1日の住所															
	現住所												事前連絡	____月____日までに税額の通知書が届かない場合は電話連絡を希望します。 ※提出日によっては希望日までに連絡できない場合があります。 各月の提出締切日は「特別徴収のしおり」11ページをご覧ください。		
	生年月日	1: 明治 3: 昭和 2: 大正 4: 平成	→				年		月		日	※希望する場合のみ				
受給者番号	※給与支払者で決定している番号等があれば記入してください。なお、特別徴収税額の通知書（納税義務者用）をeLTAXにより電子データで受け取る場合は、必ず記入してください。															

大津市 記入欄	☐ 座登録	併徴希望	納付書添付	督抜取	受取方法	内容連絡	特別徴収税額	入力
	有 無	有 無	有 無	済 不要	eL 紙	____月____日____様 連絡済	年税額____円 ____月____円、____月以降____円	

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にはご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

6年度
7年度

特別徴収指定番号
宛名番号

市町村長
令和 年 月 日
提出

所在地
（特別徴収義務者）
個人番号又は法人番号
（右詰めでご記入ください）

課係氏名
担当電話番号
内線

異動年月日
令和 年 月 日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
8. その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収（本人が納付）
※番号を記入後、該当する番号の内容を下の欄にご記入ください。

フリガナ
氏名
生年月日
元号
1. 明治 2. 大正
3. 昭和 4. 平成
年 月 日
個人番号
1月1日現在
異動後

新姓

（ア）
特別徴収税額
（年税額）
円

（イ）
徴収済税額
例）11月10日納期限分の場合→10月分
月分から
月分まで
円

（ウ）
未徴収税額
（ア）－（イ）
円

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地
フリガナ
称

特別徴収指定番号
担当氏名
電話番号
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
（新規の場合のみ記載）
番号を記入
① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
（ウ）と同額を
右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
② 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
③ 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄
6年度
7年度
月分以降の月割額は
特別徴収義務者を変更
普通徴収切替
一括徴収
その他
特別徴収義務者を変更
普通徴収切替
一括徴収
その他

入力者
点検

市 町 村 処 理 欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

- 13 -

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(宛先)大津市長	特別徴収義務者	所在地	〒 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収指定番号				個人番号又は法人番号			
				0 6							
				連絡先	所 属						
氏 名											
届 出 日 年 月 日		氏 名 又 は 称 氏 名		電話番号							

※所在地・名称・住所には誤読をさけるため、必ずフリガナをつけてください。また変更がある項目のみ記入してください。

※代表者の変更のみの場合、提出は不要です。

※大津市に法人市民税の納付義務がある法人は、別途「法人・事務所等異動届」を提出してください。

変 更 年 月 日
年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
所 在 地 (住 所)	〒	〒
フリガナ		
送 付 先 (所在地と異なる場合)	〒	〒
法 人 番 号		

該当する□にチェックしてください。

変 更 事 由	1. 名称変更 □社名変更 □新法人の設立 ※従業員の異動がある場合は、同時に異動届を提出してください □その他	2. 所在地変更 □事務所等の移転 □その他	3. 送付先変更 □送付先の設定 □送付先の変更 ※所在地の変更なし □その他	4. 合併・統合 □旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併 ※同時に存続会社への従業員の異動届を提出してください	5. その他 □特別徴収事務の一本化 ※同時に従業員の異動届を提出してください □その他 □法人成り ※同時に従業員の異動届を提出してください												
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">備 考</td> <td rowspan="2">合併・統合・特別徴収事務一本化の際は、関係会社及び特別徴収指定番号を全て記入してください。</td> <td rowspan="2">市 使 用 欄</td> <td>〈総括表不要〉</td> <td>〈特徴不可〉</td> <td>〈他税目〉</td> <td>〈送付先〉</td> <td>〈国税庁HP〉</td> </tr> <tr> <td>□設定済</td> <td>□設定済</td> <td>□特徴 □軽自 □法人 □固定 □事税</td> <td>□あり □なし</td> <td>□変更済 □変更未</td> </tr> </table>					備 考	合併・統合・特別徴収事務一本化の際は、関係会社及び特別徴収指定番号を全て記入してください。	市 使 用 欄	〈総括表不要〉	〈特徴不可〉	〈他税目〉	〈送付先〉	〈国税庁HP〉	□設定済	□設定済	□特徴 □軽自 □法人 □固定 □事税	□あり □なし
備 考	合併・統合・特別徴収事務一本化の際は、関係会社及び特別徴収指定番号を全て記入してください。	市 使 用 欄	〈総括表不要〉	〈特徴不可〉	〈他税目〉				〈送付先〉	〈国税庁HP〉							
			□設定済	□設定済	□特徴 □軽自 □法人 □固定 □事税	□あり □なし	□変更済 □変更未										

受付印

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛 先) 大 津 市 長 令和 年 月 日 提出	給 (特 与 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒										特別徴収 指定番号	0	6										
		フリガナ											連絡先	所属											
		氏名又は名称												氏名											
		個人番号又は 法人番号																						電話	

地方税法第321条の5の2第1項の規定による特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。

納期の特例を 受けようとする税額	令和 年 月分 (____月____日 納期限分) 以降の特別徴収税額	申請日前6か月間の 給与の支払いを受け た方の人数及び給与 支払金額(事業所全 体の合計)	支払年月	人数		給与支払金額
	年 月		常時勤務者	人	円	
	臨時勤務者		人	円		
年 月	常時勤務者		人	円		
	臨時勤務者		人	円		
年 月	常時勤務者		人	円		
	臨時勤務者		人	円		
年 月	常時勤務者		人	円		
	臨時勤務者		人	円		
年 月	常時勤務者		人	円		
	臨時勤務者		人	円		

申請日前1年以内に 納期の特例に関する 承認が取り消された ことがある場合には、 その年月日	令和 年 月 日
やむを得ない理由に より現に市税を滞納 している場合には、 その理由	

ご注意

- ・提出期限は納期の特例を受けようとする月の20日までです。
- ・市税に滞納がある場合は、特例の承認を受けられないことがあります。

大津市
記入欄滞納なし
☐

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合
(お 願 い)

特別徴収の納入に近畿2府4県以外の
のゆうちょ銀行・郵便局でご納入される
場合は、右の「指定通知書」にご利用の
ゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、
第1回目の納入の際、納入書に添付し
提出してください。

「収納代理金融機関指定通知書の
提出について」は、本市収納課宛てに
お送りください。

指定通知書提出先 (控)
店 郵便局

(大津市提出用)

年 月 日

(宛先) 滋賀県大津市長

特別徴収義務者

所在地

名 称

指定番号 第06 号

収納代理金融機関指定通知書
の提出について

次のゆうちょ銀行・郵便局を市民税・県民税
特別徴収税額の納入取扱店(局)として、
指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名 称	店 郵便局

(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の
規定により、当市の市民税・県民税(特別徴収
税額)取扱店・局に指定しましたので通知します。

- 承認番号 貯業2第226号
- 口座番号 01010-7-960040
- 加入者の名称 大津市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

年 月 日

滋賀県大津市長
(公 印 省 略)

店長
郵便局長 様

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

特別徴収指定番号	0	6																	
個人番号又は法人番号																			

(宛先) 滋賀県大津市長		年 月 分		納入日		特別徴収義務者の所在地・名称(氏名)			連絡先・担当者								
				月 日		所在地			Tel 担当者								
年 月 日 提出		人員		納入金額		名称											
退職手当等の支払を受ける方の住所・氏名		退職手当等 支払金額		他の退職手当等 支払金額		勤 続 年 数		納 入 さ れ た 税 額			障害者になった ことに直接 起因して退職 した方の有無		備 考 (重複期間等)				
		支 払 日		合 計 額				市民税 県民税 合計									
年1月1日の住所 大津市		円		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		有 ・ 無			
氏名		年 月 日		(円)		年 月		円		円		円					
年1月1日の住所 大津市		円		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		有 ・ 無			
氏名		年 月 日		(円)		年 月		円		円		円					
年1月1日の住所 大津市		円		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		有 ・ 無			
氏名		年 月 日		(円)		年 月		円		円		円					
年1月1日の住所 大津市		円		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		有 ・ 無			
氏名		年 月 日		(円)		年 月		円		円		円					

＼ 給与支払報告書などの提出に /

エ ル タ ッ ク ス

eLTAX を利用してみませんか？



eLTAX(地方税の電子総合窓口)は、インターネットで地方税の申告や納税を一括手続きできるシステムです。

- ① 給与支払報告書や源泉徴収票を、複数の地方公共団体と税務署に一括提出できます。
- ② 複数の地方公共団体に一括で納税できます。
- ③ 利用料は無料^(※)で、郵送料も削減できます。
※事前準備の費用や通信費がかかる場合があります。
- ④ システム上で、特別徴収税額決定通知書の内容をデータでお受け取りいただけます。



税理士の方が代理人として利用することも可能です。(別途、依頼人から代理行為の承認が必要です。)

エルタックス

検索

詳細はホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>をご覧ください。

バーコード
読み取りでも
アクセス可能



● こんなときは、次の書類の提出をお願いします。

こんなとき	提出書類	提出先	該当ページ
普通徴収から特別徴収に切り替えるとき	市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書	市民税課	P12
従業員が退職や転勤をしたとき	給与所得者異動届出書	市民税課	P13
会社の所在地・名称を 変更したとき、合併したとき	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	市民税課	P14
納期の特例を申請するとき	市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	市民税課	P15
納入時に、近畿2府4県外の ゆうちょ銀行、郵便局を利用するとき	指定通知書	ゆうちょ銀行 郵便局	P16
	収納代理金融機関指定通知書の提出について	収納課	
退職手当等を支払ったとき	退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書	市民税課	P17

提出書類はコピーまたは大津市のホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所市民税課 行
(特別徴収担当)

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所市民税課 行
(特別徴収担当)

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所市民税課 行
(特別徴収担当)

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所市民税課 行
(特別徴収担当)

